

関東地方整備局事業評価監視委員会（平成22年度第1回）

議事録

平成22年度の審議方法の審議

○家田委員長

従来に比べ審議件数が増加したことから、審議案件の重点化をきちんとやらないと時間がかかりすぎることに、重点的な審議を要する案件（以下「重点審議案件」）の選定方法の妥当性を極力確保しておかないと、恣意的なものになるおそれもあるので、資料2の事務局で考えた方法を提案していただきました。

また、従来と少し違うところは、従来は、委員の中で特に各事業の専門の先生に、重点課題をより深く検討いただくという方法をとってきたと思うのですが、この種の評価委員会の重要なところは、専門を超えたいろいろな人が同時に意見を出すところにあるかと思しますので、重点審議案件が抽出された後は、どの方も同じ立場で発言し議論していただくということであり、事務局が説明したような提案になっているのではないかと思います。

○山崎委員

2点質問したいのですが、1点目は、今年度B/Cが1を切る可能性のある事業はあるのかどうか。

もう1点は、ダム等につきましては、ダムによらない、他の手法を含めたやり方も検討するようなことになっていると思うが、今回は従来のダム建設の基本的な評価を行うということによりよいでしょうか。

○事務局

1点目、B/Cが1を切る可能性のある事業が今年度の審議案件で出てくるかというご質問でございますが、まだ概略値でございますので、はっきりしたことは言えませんけれども、1に近いような数字が出てくる可能性はございます。特に道路事業につきましては、B/Cの算出にあたっては将来交通量を算出しますが、将来交通量の変化や完成時期に変更等が生じた場合に、どの程度B/Cに影響するのか、感度分析というものを行っておりまして、おおむね1.1程度を切るような案件は、やはりきちんとしたご審議をいただく必要があると考えております。

○河川部長

ダム事業につきましては、基本的にはできるだけダムによらない治水対策への転換ということで、今、検証するための基本事項を検討しており、それでまとめられた基準に従って、今後、個別にダムを検証することになっておりますけれども、ダム事業のうち、次の3つの要素に当ては

まるものについては検証の除外ということになっております。1つ目は、既にやめることで手続が進んでいるダム。2つ目は、単純に治水容量や利水用量の変更のみを行うような事業。3つ目は、昨年11月までに本体工事に着手している事業は、社会的な影響も大きいということで、この3つの要素に当てはまるものを除いた事業について、今、検証しているということでございます。ダム事業の中には、検証によらなくて事業をやっているものもございますし、検証しているものにつきましても、現段階において、必要最小限のものについては事業をしているわけでございますので、そういったものにつきましては、個々の事業についてご審議いただくと考えております。したがって、今、ダム事業が全部とまっているわけではございません。事業をしている分については、本委員会でご審議いただくことになっていると考えております。

○山崎委員

ダムの場合、国土交通省の事業だけではなく、農林水産省、場合によっては地元自治体の水道事業、関連する事業が複合的に行われていると思うが、本委員会では国土交通省分だけ切り取って審議するということがよろしいですか。

○河川部長

ダムに限らず、国土交通省で行っている事業についてご審議いただくことになっております。

○佐々木委員

今年度は審議案件が多いということで、重点審議案件を選定した後の実際に審議する件数は、昨年度よりも減らすということになるのでしょうか。これからは、1事業当たりの審議時間が長くなるという理解でよろしいですか。

○事務局

過去3年程度の傾向を見ますと、全審議案件のうち3分の1程度、時間をかけてご審議いただきました。今回事務局が提案した選定基準によりますと、おおむね4分の1程度が特に重点的に審議を必要とする案件になりそうでございます。したがって、時間配分にもよりますが、重点的に審議をする案件1件につき、おおむね15分ほど事務局から説明し、15分程度ご審議をいただくと考えております。

○佐々木委員

事務局のスクリーニングの段階で、従来のやり方では重点的に審議する案件は全体の3分の1程度だったものが4分の1程度になる。選定の基本的な考え方はこれまでと同じだが、例えばB/Cの基準を少し厳しくしたりして、重点的に審議する案件を絞り込むというイメージでしょうか。

○事務局

特に、その他の要因で、評価単位や評価手法を見直した事業は重点審議の対象となるが、従前も類似の事業があれば重点的に審議する案件を絞り込んで行っていたが、今年度は、より絞って、

重点的にご審議をいただく案件を抽出しようと考えております。

○佐々木委員

事務局で抽出された案件に対して、各委員は事前に、これは重点的に審議する必要はないのではないかとか、そういった意見を出すことになるのか。さらに絞り込むようなプロセスが入るのか、それとも、基本的に事務局で件数は大体絞られて、それで特に問題がないかを各委員が確認することになるのでしょうか。

○事務局

資料2の4ページにあるように、事前に事務局より全体として十何件あるうち、重点的に審議する案件の選定基準に基づき選定した事業を3件、4件をお示しする。ただ、委員から、この事業は十分に審議する必要があるというご意見を事務局にお申し出いただければと思っております。そういったご意見がすごく多くなると十分にご審議ができませんので、その辺、若干調整は必要だと思っておりますけれども、自由にご意見をいただければと思っております。

○家田委員長

事務局が示した重点審議案件（案）に対して、それはやる必要はないと言う委員は多分ないし、それはあまり適切ではないから、事務局は選定基準に基づき重点審議案件を選定するが、この案件はやはり見ておいたほうが良いというものがあれば、遠慮なく言っていただいて、それは重点的に審議する。原則は、時間がないから重点審議案件を減らすというよりは、委員がぜひやるべきだというのは、時間かけてやるしかない。委員にも、そのところの自己規制が働くようになりますから、重点審議案件が非常識に増えることもないと思いますが、あまり機械的に、もう時間に入らないから、あと1個減らすということはせずに、遠慮なく言っていただいて、必要なものはきちんと丁寧に見るということではないかと思っております。

世論の関心が高い事業というのは、もちろん関心が高いものはしっかり審議したほうが良いという面はあるが、世間の関心が高いものは見るけれども、世間の関心が低いものはいいというのは少し変な話であって、ここで言っている世論の関心が高いという意味は、いろいろな人の物の価値観によって、そのプロジェクトの意味が違って見えてくる。つまり、価値観の方向性の違いによって物が変わって見えてくるという類のものが「世論の関心が高い」というふうに、私は理解しているところです。適切な表現があれば、またこれから少しずつ変えていくということだと思います。

よろしければ、原則的には、今、事務局より説明いただいたようなプロセスで、重点審議案件を絞っていくという方針でやらせていただくこととしたい。

次回委員会の審議案件の対応について

○秋山委員

一つは確認、もう一つは提案ですけれども、1点目として、今回、12件が審議対象として挙が

っていて、11件が河川事業で、1件が道路事業です。年間の審議件数はもう分かっているはずで、このバランスというか、1回の委員会で審議する案件のうち、河川と道路の割合はどういう方針でいるのか確認したい。

2点目は、先ほどの山崎委員の質問のときに、 B/C が1.0以下は当然重点審議案件とするけれども、1.1のようなときの場合によっては検討対象にしてもいいというようなご意見をいただいたわけですが、それなら、例えば資料3の1枚目の表のところに B/C のデータとしてわかるものがあれば示していただいて、重点審議案件として該当しそうなものがあれば、その特徴をもう少し詳しく見るとか、そういうこともできると思うので、ここは何か工夫をしていただけたらいかかと思えます。

○事務局

まず、1点目の今年度の全体像と個々の委員会での審議件数でございますけれども、再評価については1月の国会審議前までに方向性を出すということでございまして、作業的には、年内には委員会を開かせていただいて対応方針案を決定するというので、事後評価につきましては年度内ということでございますので、年が明けてから審議するというので全体を考えております。

今年度の全体の審議案件でございますけれども、五十数件が再評価、事後評価につきましては6件程度でございます。できるだけ委員会1回あたりの審議件数を平準化し、かつ重点審議案件も平準化して、あまり偏らないように考えております。資料作成の作業の進捗等で、何回目にとの事業をやるということまでは決めきれませんが、そういった視点で計画をしていきたいと考えております。

それから、2点目で、具体的な B/C の値について、3週間前までに目安となるような数字をというお話でございますが、それは検討させていただきたいと思っております。

○家田委員長

1点目の質問については、資料3の1ページにある事業名を見ると、河川事業が多くあり、あとダム、道路とある。そうすると、次回は道路が多くなるような気もするが、事務局としてはなるべく平準化してやっていくという考えですね。

○事務局

はい。ただ、全体として、やはり道路の案件が河川より多くありますので、第3回目以降は道路の案件がかなり出てくると思います。

○菊川局長

作業の進捗状況で、本日も説明したような河川環境整備が進んでいたものですから、第2回委員会をお願いしたということでございます。あと、重点審議案件が年間で平準化できるように、ご提案させていただこうと思っております。

○家田委員長

再評価の趣旨からすれば、準備できた案件から審議していった方が良いでしょう。計画的に平準化して

いくということも頭に起きつつ、準備出来た案件からなるべく早くやっていくことが第一ではないか。

○家田委員長

2点目については、なるべくご期待にこたえられるような方向でやってはいかがでしょうか。

○菊川局長

ぜひそうしたいと思います。

○山崎委員

今、秋山委員から2点目としてご指摘があった点ですが、最初に説明のあった、重点審議案件の選定の考え方というのが5つの項目に分かれています。それと資料3の1ページにある再評価理由というのは、法律上の形式条件のどれに当てはまるかということであって、それと重点審議案件の考え方と2つ並べて書いていただかないと、この案件はどういう理由で重点審議案件として選ばれたのか少しわかりにくい。B/Cを書いていただくのはいいのですが、B/Cが1.1でないもの、低くないものは、規模が大きいとか、世論の関心が高いとか、どの選定基準に当てはまるかがわかるように示していただければと思う

○事務局

事前にお送りする資料の中には、その辺が読み取れるような内容で送付させていただきます。

○家田委員長

1点目は、資料3の1ページで1番から10番までの案件は再評価理由が⑤と書いてある。⑤は社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業ということだが、どのような社会的な情勢の変化や技術革新なのか、全ての案件で共通しているのか、それぞれ違うのかがわからなかったもので、それを教えてほしい。

2点目は、同資料の11番、12番の再評価理由は④で、再評価実施後3年間が経過しているということだが、湯西川ダム建設事業はどんどんできているということから、その3年間というのが、やむを得ず3年以上たってしまったということなのか、着々とやっていて3年間経ったのかが見えない。

3点目は、評価単位の変更というのが同資料の1番から10番で共通しているが、評価単位とはどういう意味なのか。

○事務局

まず1点目、再評価理由の⑤は社会情勢の変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業ということでございますが、資料3に記載している案件はこの中でいう「等」という部分に該当する。評価単位の見直しや、評価手法の見直しについては、規定としては再評価理由の⑤で整理させていただいているところでございます。

○事務局

3点目ですが、評価単位が具体的にどう変わっているのかというところのご説明でございますけれども、資料3の霞ヶ浦の環境整備事業を見て頂くと、従前、環境評価事業というのは、同じ河川であっても水環境事業、自然再生事業、水辺整備事業と事業種別ごとに評価を行ってきたところでございます。今回、評価単位の見直しと申しますのは、水環境事業、自然再生事業、水辺整備事業という各事業を事業単位として一つにまとめるということで、評価単位の変更とされたところでございます。環境事業はすべてそうでございますけれども、個別の事業をまとめたことによる評価を行わなければならないようになってきているところでございます。

2点目の湯西川ダム建設事業は平成19年に再評価しまして、今年は4年目の評価です。これまでの再評価のサイクルは5年毎でございましたけれども、再評価の実施要領の改定により3年に短縮ということで今回再評価の対象になっているものでございます。湯西川ダムに関しましては、この4年間本体ダムも生活再建も着々と進んでいるところでございます。

○事務局

12番、道路事業の下館バイパスにつきましては、前回の評価は5年前に実施しています。この5年間のうちで事業がとまってしまうような事象はなく、着々と進め、今年度、部分的に供用する予定です。

○家田委員長

再評価理由を⑤としている意味が分かるように、資料3で何かわかるようにしておくといいですね。

○菊川局長

今年度からの試みのため、こういう形になってはいますが、ご意見を踏まえて、もう少し充実した形にしたいと思います。

○佐々木委員

今回の事務局提案を見ますと、基本的には金額の大きい順番になっているという印象があります。昨年度に委員会に出席したときの印象では、結構小さな金額の事業も重点的に審議をしていて、公園事業で柵をつくるとか、そういった話だったと思いますが、そんなことまで国土交通省でやる必要があるのかという議論がありました。今回事務局が提案した重点審議案件の選定方法でいくと、小さい話が抜け落ちそうな気がしたので、資料でそういうところをなるべくわかりやすく書いていただくように配慮して、今後、小さなものでも減らすべきは減らしていくということが議論できるように考えていった方がいいのではないかと思います。

○事務局

わかりました。

○家田委員長

委員から、これも追加で重点審議案件としたほうがいと申し出ることができるようにできているので、そういうことを委員がご判断いただけるような情報を資料に入れておく。例えば、佐々木委員が見て、これは事務局案では重点審議案件となっていないけれども、重点審議案件とすべきであるならば言うにだけそうするというところでどうでしょうか。事務局で小さい事業を選定するのは、一律の基準でなかなかやりにくいでしょうからそういう方向でよろしいですか。

○佐々木委員

はい。

○家田委員長

萩原委員や佐々木委員にぜひ伺ってみたいのですが、河川環境事業について評価単位を統合的に見ていく、変更ということなので、今回、資料3を見ると1番から10番が河川環境事業だが、水環境事業、自然再生事業、水辺整備事業の3つの事業メニューの相互関係が強いものほどチェックしたほうが良い。そういう意味で見たときに、全部まとめていうと環境整備事業ということになるのだが、それぞれ特徴が違いますけれども、事務局が重点審議案件として挙げた案件でよろしいのか。それとも、追加で何かあれば、遠慮なく言うにだけいただくのがいいのではないかと思います。いかがですか。

○萩原委員

あまり個別の事業にこだわるというよりは、いろいろな事業があるものについて、もう少し目的を明確化してほしい。結局、目的に応じて便益というものは変わってきますので、そもそも何を目的にしているのか、おそらくそれで対象の地域の人口や、後でいろいろ計算で用いるところの範囲なども変わってくると思います。道路の場合には、一応、目的は出ていましたが、水辺の環境整備についても、目的を少し出していただくと、その中で自然、水辺、環境系などがどう絡んでくるのかが少し明確になってくるので、その辺を明らかにしてほしいと思います。

○事務局

環境事業と一言で申しまして、水質や、周りを利用される方の環境など、いろいろな価値観がございます。我々も、河川管理でいろいろな環境整備を進めていくに当たって、例えば水質をよくしたい、利便性を向上するといった観点を持って、事業としては進めていくこととなります。ご指摘いただいたような目的を明らかにした上で、次回、8月3日の説明の際には、資料の準備や説明をしたいと思っております。

○家田委員長

資料3の各事業の概要資料ですが、道路は、(1)目的、(2)計画の概要と書いてあるが、例えば3ページ的那珂川総合水系環境整備事業だと、突然、水辺整備と来てしまう。そこに該当する目的がもっと明確に書けないかというお話だと思うのですが、それはどうでしょうか。

○菊川局長

目的を書くようにしましょう。

○佐々木委員

先ほどの続きですけれども、重点審議案件としては、基本的に事務局提案でよろしいかと思っています。少し気になったのは、資料3の9番目の利根川総合水系環境整備事業（渡良瀬遊水地）です。この事業の目的としては、カビ臭対策のみと読めるが、それでよろしいですか。

もし、そうだとした場合に、カビ臭の問題というのは、例えば飲み水でも結構問題になっていて、私が研究で取り組んでいるのは相模湖ですが、そこでもカビ臭が問題になっています。しかし、なかなかお金がなくて事業が進まないということもあります。恐らくこの場で議論する話ではないと思いますが、いろいろな事業がある中で、ここに投資すべきなのかどうかということが、そういう資料をつくるのは難しいと思いますが、少なくともカビ臭がどのくらいひどいのかというのは、渡良瀬遊水地の場合は飲み水に関する話よりも、例えば観光客が減るのではないかと利用者にとっての影響ということではないかと思うのですが、一方で飲み水そのものでカビ臭が問題になっていて、恐らく、そちらのほうがより深刻かと思うのですが、特に環境系の話の場合には、事業の必要性に関する記述を少し工夫していただいて、この事業はぜひ必要だということがもう少し伝わるようにしていただくのがいいと思います。

○家田委員長

そうすると、利根川総合水系環境整備事業（渡良瀬遊水地）も重点審議案件としますか。

○佐々木委員

たまたま私の専門に近いということで、興味はありますが。

○菊川局長

今のようなご指摘について、事前に資料をお送りしたときに、当日、ぜひ説明してほしいことをコメントいただければ、重点審議案件ではないがきちんと会議の中でご説明をするというような対応をさせていただいたらいかがでしょうか。

○家田委員長

そうですね。重点か、その他かという大分けよりも、委員からコメントしていただければ、そういうリクエストに応じてその他の案件の中でももう少し丁寧に説明しておいていただくことにしましょうか。

○清水委員

今の佐々木委員のご質問にも絡むかもしれませんが、水環境と言ってしまうと、その水辺がともきれいであるとか、人が近づきやすいとか、そういった判断がすごく大きいのかと思うのですが、利根川総合水系環境整備事業（霞ヶ浦環境整備）にしても、利根川総合水系環境整備事業（渡良瀬遊水地）にしても、これが首都圏の飲料水に使われることを考えると、むしろ水環境

の整備というあいまいな言い方よりも、水資源の水質的な管理とか、水質の確保のように具体的なほうがより価値観というか、もう少し具体的に効果や管理みたいなものが見えてくるのではないかと思うのですが、具体的に書きにくいのか、その辺はどうなのでしょう。

○河川部長

事業の名前が水系環境整備事業なので、これは変えられませんが、事業の目的がわかるような書き方をしたいと思います。

○清水委員

事業としてどこにウエートを置いているか分かるような説明の仕方のほうが、渡良瀬遊水地のカビ臭対策、干し上げなども、大変いいという評価もあるわけですから、そういうものが見えるほうがいい。

○河川部長

わかりました。そういう表現に努めたいと思います。

○堤委員

選定の考え方ということで5つありますが、この優先順位というのは、特にどれというのではなくて、もし幾つかあった場合、相互的な関係が少しずつあって、重要な事業を見ていくということでもよろしいですか。

それから、水辺整備ですが、水の質ということをおっしゃっていましたが、こういう評価に関してはなるべく数値でと言われるけれども、数値も大事なことだと思うのですが、やはり質の問題は見逃せない。特に、目的でおっしゃっていましたが、何のためにやったら、どんな効果があったというようなことは大切だと思います。社会的な効果がどのようにあったか、事前に頂いた8月の委員会資料には幾つか書いてありましたので、大変わかりました。

2点確認しておきたいのですが、一つは資料3の表からの選び方ですね。事務局案として○がついているもの以外で、少しずつ考えられそうだとこのように選ぶか。もう一つは、数値だけではない質的なところをどういうふうに見ていくか。

○事務局

まず、重点審議案件の選定項目に優先順位があるのかということですが、資料2の3ページに菱形の5つの項目がございます。基本的な考え方は、どれかに当たれば重点審議案件とします。したがって、2つ以上あればとかではなく、いずれかの項目に当てはまれば重点的なご審議をいただくという考えです。しかし、一番下の菱形のその他の要因で、同じような事業が複数あった場合には代表事例を選ぶことにしておりますが、いずれにしてもこの5つの項目で、いずれか一つに当てはまれば、重点的なご審議をいただくという考えでございます。

○堤委員

幾つかのこういう事業評価にかかわったことがありますが、こういうふうに重点的にするとい

うのは公平性や時間の配分などからしてとてもいいことだと思っております。

○家田委員長

堤委員、個々の選定基準では重点審議案件とはならないが、全体で見ると気になるという案件があれば、遠慮なく重点審議案件としていただくということでどうでしょうか。

○堤委員

そういうことでよろしいですね。

○家田委員長

それから、部門ごとに特殊事業があるような、その他特筆すべきようなところがあれば事務局も重点審議案件とするかもしれないし、それから委員もお気づきの課題があれば、ぜひ挙げていただくということでいかがですか。

○堤委員

はい。

○家田委員長

例えば道路事業については、資料3の15ページのように、事業位置図があって、事業期間がわかって、その断面図があるので、これを見れば大体わかる。しかし、河川事業は、少し分りにくいのは、例えば資料3の5ページ、3番の鶴見川総合水系環境整備事業は延長が長いけれども、今回の事業位置はどこかというのが、もう一つよくわからないと感じたのですが、その辺どうでしょうか。

○河川部長

全体の事業の中で、ご審議いただくところがどの位置にあるのか分かるように、これから資料をつくるときに配慮します。

○家田委員長

今年度から新しいやり方で行っていくので、なかなか1回でできないかもしれないので、これからも続けて、何回か委員の中で意見を言っていていただいて、しばらくやるうちに、大体このような方法でやればうまく評価できるかなというものを確立していくという方向でいかがかと思えます。

それでは、現時点では事務局で重点審議（案）として3件選定していますが、追加で選定していただく必要はないという理解でよろしいですか。

○家田委員長

あと、先ほど佐々木委員がおっしゃったように、追加してもう少し説明してほしい案件があれば、後でも結構ですので、当日のその他の評価案件の中で、その中でもやや力を入れていただく

ようなことをしていただきたいと思いますので、遠慮なく事務局に言っていただくようにしたいと思います。

○秋山委員

その話の関連でいうと、以前、評価したときにどうなっていたのかを説明のときに少し加えていただいた上で、今回、こうなっていると行っていただくのがいいかと思います。

○家田委員長

なるほど。ありがとうございます。

○山崎委員

特に道路ですけれども、着々と事業が進んでいるという話があったが、計算してみると1年平均240メートルしかつくってないですね。このペースでいきますと、あと19年かかるが、これを「着々」という言葉で言っているのかどうか非常に気がかりで、何でこんなに遅いのか。前回審議したときに、事業継続という判断があったと思うが、我々として、こういうものに、また年間240メートルずつつくってよいという判断をすることになるのでしょうか。

○事務局

「着々と」という言葉の語感は誤解をさせたかもしれませんが、用地を買うことに時間がかかる事業が多いということです。事業全体としては、用地を買ったり、設計をしたり、工事をしたりということを進めてきたということです。事業がとまってしまうような事故が起きていたわけではありません。8月3日の委員会の説明では、用地進捗率であるとか、地元の状況であるとか、そういったこともご説明させていただこうと思っております。

○家田委員長

評価の結果が、良い悪いではなくて、そこに委員会としてのコメントもつけ加えることは当然できるでしょうから、事業の進捗に関するコメントがもしあれば、そういう中に入れる場合もあるかもしれませんね。

○佐々木委員

事業の目的を書いてほしいと先ほど出ていましたけれども、例えば3番の鶴見川総合水系環境整備事業ですと、ぜひ背景も書いていただきたいと思いました。何でヨコハマナガゴミムシが出てくるのかなどが少しわかりにくいので、背景、目的について文章を少し足していただく。ほとんど絵で表現されているので、文章も少しつけていただくと、よりわかりやすい気がいたします。

○家田委員長

それでは、繰り返しになりますけれども、次回、重点審議案件とするのは、今回は事務局案通りとさせていただこうと思います。